

法令試験解答用紙 (各都市共通)

※受験番号		氏名		採点	
-------	--	----	--	----	--

※受験番号は、事前試験の方のみご記入下さい

問 1

①	②	③	④	⑤
ス	エ	キ	コ	ウ

問 2

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
○	×	○	○	○	×	×	×	○	×

11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
○	×	×	○	×	○	×	○	○	×

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
○	×	○	○	×	○	○	○	×	○

31	32	33	34	35
×	○	○	×	×

法令試験 (各都市共通)

(個人タクシー)

(制限時間 50 分)

(注釈)

試験問題中「個人タクシー事業」等の語句の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- ・「個人タクシー事業」… 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）
- ・「事業者」… 一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシー）
- ・「タクシー」… 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車

問1. 次の法令等の（ ）にあてはまる適切な語句を下欄から選んで、解答欄にその記号を記入して下さい。

道路運送法施行規則 第十二条

法第十一条第一項の規定による一般旅客自動車運送事業の運送約款に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の（ ）
- 二 運賃及び料金の（ ）又は払戻しに関する事項
- 三 運送の（ ）に関する事項
- 四 運送（ ）の始期及び終期
- 五 免責に関する事項
- 六 （ ）に関する事項
- 七 その他運送約款の内容として必要な事項

ア． 予約	イ． 範囲	ウ． 損害賠償	エ． 收受	オ． サービス
カ． 名称	キ． 引受け	ク． 契約	ケ． 設定	コ． 責任
サ． 支払い	シ． 苦情	ス． 種別	セ． 輸送の安全	ソ． 申込み

問2. 次の記述のうち、適切なもの正しいものには○を、適切でないもの誤っているものには×を、回答欄に記入して下さい。

1. 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが含まれています。
2. 他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。
3. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金について設定又は変更しようとする場合は、あらかじめ届け出なければなりません。
4. 道路運送法の規定では、運賃又は料金の割り戻しはやむを得ない事由があっても禁止されています。
5. 道路運送車両法に規定されている自動車の乗車定員を超える旅客の運送を申し込まれたときは、道路運送法の規定により、運送の引受けを拒絶することができます。
6. 個人タクシー事業者は、運送の申込みを受けた順序によらずに旅客の運送を行うことができます。
7. 事業を休止中の個人タクシー事業者が、営業所の位置の変更を行いました。この場合、休止中であることから事業計画変更の手続きは必要ありません。
8. 道路運送法の規定では、輸送の安全及び旅客の利便の確保のために事業者が遵守すべき事項は、事業計画に定めることとされています。
9. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車が火災を起こしたときは、遅滞なく一定の事項を届け出なければなりません。
10. 道路運送法において一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならないことが規定されていますが、個人タクシー事業者はその適用が除外されます。
11. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に当該事業のため利用させてはなりません。

- 1 2. 道路運送法の規定では、許可に付された条件又は期限は変更することができないとされています。
- 1 3. 事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には変更の理由を記載する必要はありません。
- 1 4. 一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして、国土交通省令で定める料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金です。
- 1 5. 一般旅客自動車運送事業者が運輸を開始した場合は届け出る必要はありません。
- 1 6. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客の利便を図ることを目的の一つとしています。
- 1 7. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対してのみ、公平かつ懇切な取扱いをしなければなりません。
- 1 8. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受けたときは、これについて遅滞なく弁明しなければならないことになっていますが、この場合、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、弁明をする必要はありません。
- 1 9. 付添人を伴わない重病者は、運送の引受けを拒絶することができます。
- 2 0. 事業者は、天災その他の事故により、旅客が重傷を負ったときは、すみやかに、その旨を家族に通知した場合、旅客を保護する必要はありません。
- 2 1. 業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離は、業務記録に記録しなければなりません。

- 2 2. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、自動車事故報告規則に規定する事故が発生した場合にあっては、自動車事故報告書を提出すれば、事故の記録をする必要はありません。
- 2 3. タクシー乗務員は、旅客を運送中にタクシー車内で喫煙することはできません。
- 2 4. タクシー運転者は疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出なければなりません。
- 2 5. 旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに行政庁に提出しなければなりません。
- 2 6. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、天災により運行を中止したことによって旅客が受けた損害について、事業者には賠償責任がないことが規定されています。
- 2 7. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、この運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によることが規定されています。
- 2 8. 期限更新日において年齢が満65歳以上の個人タクシー事業者は、当該期限更新の申請前に、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断を受診しなければなりません。
- 2 9. 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日までの間に、旅客自動車運送事業等報告規則に基づく事業報告書、輸送実績報告書を提出していなくても、個人タクシー事業の更新後の許可期限には影響しません。
- 3 0. 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示をするものとします。

- 3 1. 自動車の所有者の変更の場合、道路運送車両法の規定に基づきその事由があった日から20日以内に変更登録の申請をしなければなりません。
- 3 2. 登録自動車の所有者は、当該登録自動車が滅失したときには、永久かつ消登録の申請をしなければなりません。
- 3 3. 自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づく点検を行い必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するよう維持することが義務付けられています。
- 3 4. 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書については、事故に対する弁明書を添付することになっています。
- 3 5. 個人タクシー事業者が、営業のために乗務するときに車内に表示しなければならないのは、「運転者証」です。